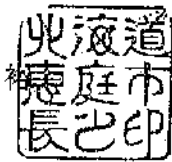


恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第14号

恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例

恵庭市手数料徴収条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表建築関係の部建築物に関する確認又は計画通知の項を次のように改める。

建築基準法（以下「法」という）第6条1項又は法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する確認又は計画通知	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件	13,000円（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第10条第3号又は第4号に掲げる建築物（以下「確認の特例」という。）にあっては、1万円）	床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める面積について算定する。
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件	2万円（確認の特例にあっては、1万7,000円）	（1）建築物を建築する場合 （（2）に掲げる場合及び移転、大規模の修繕又は、大規模

の模様替え(以下「移転等」という)をする場合を除く。)

当該建築物に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転等する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

(3) 建築物を移転等する場合((4)に掲げる場合を除く。) 当該移

			転に係る部分 の床面積の2 分の1 (4) 確認を受 けた建築物の 計画を変更し て建築物を移 転等する場合 当該計画の変 更に係る部分 の床面積の2 分の1 (5) なお、確 認申請1件に つき、二以上の 建築物を建築 する申請にお いては、確認の 特例ではない ものを一以上 建築する場合、 確認の特例で はないものと して金額を算 定する。
床面積の合計が 100平方メー	1 件	3万3,000円(確認の特例に あつては、2万8,000円)	

	トルを超え 200 平方メートル以内のもの			
	床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの	1 件	4 万 5, 000 円	
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	1 件	7 万 6, 000 円	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる仕様基準適合の確認を受ける建築物に関する確認又は計画通知	一戸建ての住宅で 200 平方メートル以内のもの	1 件	7, 000 円	確認又は計画通知の手数料のほか、確認申請又は計画通知 1 件につき左
	一戸建ての住宅で 200 平方メートルを超えるもの	1 件	9, 000 円	欄に掲げる建築物の用途に係る部分の床面積の合計に応じて手数料を加算する。
	一戸建ての住宅以外の建物	1 件	1 万 7, 000 円	

別表建築関係の部工作物に関する確認又は計画通知の項を次のように改める。

法第 88 条第	工作物を築造す	1	1 万 3, 000 円	
----------	---------	---	--------------	--

1項において準用する法第6条第1項又は法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する確認又は計画通知	る場合（確認を受けた工作物の計画を変更する場合は法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する確認又は計画通知	件		
第2項の規定に基づく工作物に関する確認又は計画通知	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1件	8,000円	
法第87条の4において準用する法第6条第1項又は法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する確認又は計画通知	建築設備を設置する場合	1件	1万4,000円	
法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する確認又は計画通知	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	1件	8,000円	

別表建築関係の部建築物に関する完了検査又は完了通知の項を次のように改める。

法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件	2万円（確認の特例にあっては、1万円）	床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転等した場合を除く。）にあっては当該建築物に係る部分の床面
	床面積の合計が30平方メートルを超え100	1件	2万2,000円（確認の特例にあっては、1万2,000円）	

又は完了通知	平方メートル以内のもの		積について算定し、建築物を移転
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1 2万9,000円（確認の特例に件あつては、1万8,000円）	等した場合にあっては当該移転等に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1 5万7,000円 件	なお、確認申請1件につき、二以上の建築物を建築する申請においては、確認の特例で
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1 7万7,000円 件	はないものを一以上建築する場合、確認の特例ではないものとして金額を算定する。

別表建築関係の部工作物に関する完了検査又は完了通知の項を次のように改める。

法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査又は完了通知	1 9,000円 件	
法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく建築	1 1万3,000円 件	

設備に関する完了検査又は完了通知			
法第7条の6第1項又は法第18条38項（これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に関する仮使用認定申請	1 1 2万円 件		
法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する建築物認定	1 4万1,000円 件		

別表建築関係の部仮設建築物に関する建築許可の項を次のように改める。

法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物に関する建築許可	1 1 2万4,000円 件		
------------------------------	-------------------	--	--

別表建築関係の部複数建築物に関する総合的設計による一団地の建築物の特例認定の項を次のように改める。

法第86条第1項の規定に基づく一団地内において建築等をする一又は二以上の建築物に係る特例認定	建築物の数が1又は2である場合	1 7万9,000円 件	建築物の数には、用途上不可分の付属建築物を含めない。
	建築物の数が3以上である場合	1 7万9,000円に2を超える建築物の数に3万3,000円を乗じて得た額を加算した額 件	

別表建築関係の部複数建築物に関する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定の項を次のように改める。

法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提として総合的に見地からした設計により建築等をする建築物に係る特例認定	既存建築物以外の建築物の数が1である場合	1件	7万9,000円	建築物の数には、用途上不可分の付属建築物を含めない。
	既存建築物以外の建築物の数が2以上である場合	1件	7万9,000円に1を超える建築物の数に3万3,000円を乗じて得た額を加算した額	

別表建築関係の部同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定の項を次のように改める。

法第86条の2第1項の規定に基づく新築する一敷地内認定建築物以外の建築物又は増築等をする一敷地内認定建築物に係る認定	同一敷地内建築物以外の建築物の数が1である場合	1件	7万9,000円	
	同一敷地内建築物以外の建築物の数が2以上である場合	1件	7万9,000円に1を超える同一敷地内建築物以外の建築物の数に3万3,000円を乗じて得た額を加算した額	

別表建築関係の部複数建築物の認定の取消の項を次のように改める。

法第86条の5第1項の規定に基づく建築物に係る認定の取消	1件	9,000円に現に存する建築物の数に1万7,000円を乗じて得た額を加算した額	建築物の数には、用途上不可分の付属建築物を含めない。
------------------------------	----	---	----------------------------

法第 8 6 条の 8 又は法第 8 7 条の 2 の規定に基づく既存の一の建築物について二以上の工に分けて工事を行う制限緩和に関する建築物認定	1 件	全体計画に係る認定 4 万 6, 0 0 0 円 全体計画の変更に係る認定 1 万 9, 0 0 0 円	
法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に関する建築物許可	1 件	1 2 万 4, 0 0 0 円	
令第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項又は第 7 項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に関する建築物認定	1 件	4 万 1, 0 0 0 円	

別表建築関係の部建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合 (イ、エ又は力と同時に同一の建築物に係る判定を受ける場合を除く。)	1 件	次に掲げる当該申請に係る 1 棟の住宅の床面積の合計（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限り、また、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの（イに掲げるものを除く。） 4	
----------------------	---	-----	---	--

		万円
		イ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 3万1,000円
		ウ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（エに掲げるものを除く。） 4万5,000円
		エ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 3万4,000円
イ 共同住宅の用途に供するものの建築物を単位として判定を受ける場合	1 件	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる以外のもの 7万8,000円 イ 省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲

		げる基準に適合するもの 5万9,000円
ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合（エ、オ又はカに掲げる建築物に係る判定を受ける場合を除く。）	1件	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの 25万1,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 9万8,000円
エ 住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅	1件	次のアからウまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア） 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（イに掲げるものを除く。） 4万円 （イ） 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に

若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分の判定を受ける場合（カに掲げる建築物に係る判定を受ける場合を除く。）

掲げる基準に適合するものに限る。） 3万1,000円

（ウ） 床面積の合計が200平方メートル以上のものの（（エ）に掲げるものを除く。） 4万5,000円

（エ） 床面積の合計が200平方メートル以上のものの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 3万4,000円

イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分

（ア） （イ）に掲げる以外のもの 7万8,000円

（イ） 省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するもの 5万9,000円

ウ 次に掲げる当該申請に係

		る1棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の部分 (ア) (イ)以外のもの 25万1,000円 (イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 9万8,000円
オ	工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下「工場、倉庫等」という。）の用途に供する一の建築物を単位	1 次に掲げる当該申請に係る1棟の工場、倉庫等において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの 2万8,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 2万4,000円

として判定 を受ける場 合	
カ 住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及び工場、倉庫等の用途に供する部分の有する一の建築物を単位として判定を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及び工場、倉庫等の用途に供する部分の有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分又は	1 次のアからエまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの ((イ)に掲げるものを除く。) 4万円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 3万1,000円 (ウ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの ((エ)に掲げるものを除く。) 4万5,000円 (エ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)

工場、倉庫等
の用途に供す
る部分の判定
を受ける場合

及びロ（２）又はイ（２）及
びロ（１）に掲げる基準に適
合するものに限る。） ３万
４，０００円

イ 次に掲げる当該申請に係る１
棟の建築物における共同住宅の
部分

（ア） （イ）に掲げる以外の
もの ７万８，０００円

（イ） 省令第１条第１項第２
号イ（１）及びロ（２）又は
イ（２）及びロ（１）に掲げ
る基準に適合するもの ５万
９，０００円

ウ 次に掲げる当該申請に係る１
棟の建築物における住宅及び共
同住宅以外の部分（エに掲げる
ものを除く。）

（ア） （イ）以外のもの ２
５万１，０００円

（イ） 省令第１条第１項第１
号ロに掲げる基準に適合する
もの ９万８，０００円

エ 次に掲げる当該申請に係る１
棟の建築物における工場、倉庫
等の部分

（ア） （イ）以外のもの ２

		万8,000円	
		(イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの	
		2万4,000円	

別表建築関係の部建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(軽微な変更を除く。)に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(軽微な変更を除く。)に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合(イ、エ又はカと同時に同一の建築物に係る判定を受ける場合を除く。)	1 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の床面積の合計(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限り、また、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(イに掲げるものを除く。) 2万4,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万円 ウ 床面積の合計が200平	
---	---	--	--

		方メートル以上のもの（エに掲げるものを除く。） 2万7,000円 エ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万1,000円
イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合	1件	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額。 ア イに掲げる以外のもの 4万6,000円 イ 省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円
ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合（エ、オ又はカに掲げる	1件	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの 13万2,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する

建築物に係る 判定を受ける 場合を除く。)	もの 5万6,000円
エ 住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分の判定を受ける場合（カに掲げる建築物に係	1 次のアからウまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（（イ）に掲げるものを除く。） 2万4,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万円 (ウ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（（エ）に掲げるものを除く。） 2万7,000円

る判定を受け
る場合を除
く。)

(エ) 床面積の合計が20
0平方メートル以上のも
の(省令第1条第1項第2
号イ(1)及びロ(2)又
はイ(2)及びロ(1)に
掲げる基準に適合するも
のに限る。) 2万1,0
00円

イ 次に掲げる当該申請に係
る1棟の建築物における共
同住宅の部分

(ア) (イ)に掲げる以外
のもの 4万6,000円

(イ) 省令第1条第1項第
2号イ(1)及びロ(2)
又はイ(2)及びロ(1)
に掲げる基準に適合する
もの 3万6,000円

ウ 次に掲げる当該申請に係
る1棟の建築物における住
宅及び共同住宅以外の部分

(ア) (イ)以外のもの 1
3万2,000円

(イ) 省令第1条第1項第
1号ロに掲げる基準に適
合するもの 5万6,00
0円

オ 工場、倉庫等の用途に供する一の建築物を単位として判定を受ける場合	1 件	次に掲げる当該申請に係る1棟の工場、倉庫等において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの 2万1,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 2万9,000円
カ 住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及び工場、倉庫等の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及び工場、倉庫等の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同	1 件	次のアからエまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(イ)に掲げるものを除く。) 2万4,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万円

住宅の用途に
供する部分若
しくは住宅以
外の用途に供
する部分又は
工場、倉庫等
の用途に供す
る部分の判定
を受ける場合

(ウ) 床面積の合計が20
0平方メートル以上のも
の(エ)に掲げるものを
除く。) 2万7,000
円

(エ) 床面積の合計が20
0平方メートル以上のも
の(省令第1条第1項第2
号イ(1)及びロ(2)又
はイ(2)及びロ(1)に
掲げる基準に適合するも
のに限る。) 2万1,0
00円

イ 次に掲げる当該申請に係
る1棟の建築物における共
同住宅の部分

(ア) (イ)に掲げる以外
のもの 4万6,000円

(イ) 省令第1条第1項第
2号イ(1)及びロ(2)
又はイ(2)及びロ(1)
に掲げる基準に適合する
もの 3万6,000円

ウ 次に掲げる当該申請に係
る1棟の建築物における住
宅及び共同住宅以外の部分
(エに掲げるものを除く。)

		(ア) (イ)以外のもの 1 3万2,000円 (イ) 省令第1条第1項第 1号ロに掲げる基準に適 合するもの 5万6,00 0円 エ 次に掲げる当該申請に係 る1棟の建築物における工 場、倉庫等の部分 (ア) (イ)以外のもの 2 万1,000円 (イ) 省令第1条第1項第 1号ロに掲げる基準に適 合するもの 1万9,00 0円	
--	--	---	--

別表建築関係の部建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	ア 住宅の用途 に供する一の 建築物を単位 として交付を 受ける場合 (イ、エ又は カと同時に同 一の建築物に 係る交付を受 ける場合を除	1 次に掲げる当該申請に係る1棟の 住宅の床面積の合計（増築又は改 築の場合にあっては、当該増築又 は改築に係る部分に限り、また、 エネルギー消費性能の算定の対象 に該当しない部分を除く。）の区 分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200平方メ ートル未満のもの（イに掲げる ものを除く。） 2万4,00	
--------------------------------	--	---	--

く。)	0円 イ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万円 ウ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（エに掲げるものを除く。） 2万7,000円 エ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。） 万1,000円
イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として交付を受ける場合	1 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる以外のもの 4万6,000円 イ 省令第1条 第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円
ウ 住宅及び共	1 次に掲げる当該申請に係る1棟の

同住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として交付を受ける場合（エ、オ又はカに掲げる建築物に係る交付を受ける場合を除く。）	件	建築物において、それぞれ次に定める額 ア イ以外のもの 13万2,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 5万6,000円
エ 住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として交付を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に	1 件	次のアからウまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア） 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（（イ）に掲げるものを除く。） 2万4,000円 （イ） 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に

供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分の交付を受ける場合（カに掲げる建築物に係る交付を受ける場合を除く。）

掲げる基準に適合するものに限る。） 2万円

（ウ） 床面積の合計が200平方メートル以上のものの（（エ）に掲げるものを除く。） 2万7,000円

（エ） 床面積の合計が200平方メートル以上のものの（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万1,000円

イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分

（ア） （イ）に掲げる以外のもの 4万6,000円

（イ） 省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円

ウ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住

		宅及び共同住宅以外の部分 (ア) (イ)以外のもの 1 3万2,000円 (イ) 省令第1条第1項第1 号ロに掲げる基準に適合する もの 5万6,000円
オ 工場、倉庫等の用途に供する一の建築物を単位として交付を受ける場合	1 件	次に掲げる当該申請に係る1棟の工場、倉庫等において、それぞれ次に定める額 ア・イ以外のもの 2万1,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 1万9,000円
カ 住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及び工場、倉庫等の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として交付を受ける場合又は住宅若しくは共同住宅並びに住宅以外及	1 件	次のアからオまでに掲げる金額を合算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (イ)に掲げるものを除く。 2万4,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第1条第1項第2号イ(1))

び工場、倉庫等の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分又は工場、倉庫等の用途に供する部分の交付を受ける場合

及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に掲げる基準に適合するものに限る。） ２万円

（ウ） 床面積の合計が２００平方メートル以上のもの
（（エ）に掲げるものを除く。）

２万７，０００円

（エ） 床面積の合計が２００平方メートル以上のもの（省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に掲げる基準に適合するものに限る。） ２万１，０００円

イ 次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物における共同住宅の部分

（ア） （イ）に掲げる以外のもの ４万６，０００円

（イ） 省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に掲げる基準に適合するもの ３万６，０００円

エ 次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物における住宅及び共

		同住宅以外の部分（オに掲げるものを除く。） （ア） （イ）以外のもの 1 3万2,000円 （イ） 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 5万6,000円 オ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における工場、倉庫等の部分 （ア） （イ）以外のもの 2 万1,000円 （イ） 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するもの 1万9,000円	
--	--	--	--

別表建築関係の部建築物エネルギー消費性能向上計画認定の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定	ア 住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定申請する場合（イ又はエと同時に同一の建築物に係る認定申請する場合を除く。）	1 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額。ただし、建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（イ又はウに掲げるものを除く。） 4万円（評価機関審査を受けた場合	
--------------------	--	---	--

は、8,000円)

イ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万2,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円)

ウ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 3万1,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円)

エ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(オ又はカに掲げるものを除く。) 4万5,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円)

オ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの(省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万4,000円(評価機関審査を受けた場

		合は、8,000円) カ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 3万4,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円）
イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定申請する場合	1 件	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額。ただし、建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア イ又はウに掲げる以外のもの 7万8,000円（評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円） イ 省令第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するもの 3万9,000円（評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円） ウ 省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適

		合するもの 5万9,000円 (評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円)
ウ 住宅及び共同住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定申請する場合	1 件	次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額。ただし、建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア イ以外のもの 25万1,000円 (判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円) イ 省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するもの 9万8,000円 (判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円)
エ 住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定申請する場合又は住宅若しくは共同住	1 件	次のアからウまでに掲げる金額を合算した額。ただし、建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定め

宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物のうち住宅若しくは共同住宅の用途に供する部分若しくは住宅以外の用途に供する部分を認定申請する場合

る額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
(イ)又は(ウ)に掲げるものを除く。) 4万円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。) 2万2,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円)

(ウ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの(省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。) 3万1,000円(評価機関審査を受けた場合は、8,000円)

(エ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
(オ)又は(カ)に掲げる

ものを除く。) 4万5, 0
00円(評価機関審査を受け
た場合は、8, 000円)

(オ) 床面積の合計が200
平方メートル以上のもの(省
令第10条第1項第2号イ
(2)及びロ(2)に掲げる
基準に適合するものに限る。)

2万4, 000円(評価機
関審査を受けた場合は、8,
000円)

(カ) 床面積の合計が200
平方メートル以上のもの(省
令第10条第1項第2号イ
(1)及びロ(2)又はイ(2)
及びロ(1)に掲げる基準に
適合するものに限る。) 3
万4, 000円(評価機関審
査を受けた場合は、8, 00
0円)

イ 次に掲げる当該申請に係る1
棟の建築物における共同住宅の
部分

(ア) (イ)又は(ウ)に掲
げる以外のもの 7万8, 0
00円(評価機関審査を受け
た場合は、1万4, 000円)

		(イ) 省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するもの 3万9,000円(評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円) (ウ) 省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの 5万9,000円(評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円) ウ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の用途に供する部分 (ア) (イ)に掲げる以外のもの 25万1,000円(判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円) (イ) 省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するもの 9万8,000円(判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円)	
--	--	--	--

別表建築関係の部建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	ア 工事の着手 予定時期及び 完了予定時期 並びに資金計 画の変更のみ の場合	1 1, 0 0 0 円
	イ 住宅の用途 に供する一の 建築物を単位 として変更認 定申請する場 合（ウ又はオ と同時に同一 の建築物に係 る変更認定申 請する場合を 除く。）	1 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額。ただし、建築物省エネ法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（イ又はウに掲げるものを除く。） 2万4, 000円（評価機関審査を受けた場合は、8, 000円） イ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの（省令第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するものに限る。） 1万5, 000円（評価機関審査を受けた場合は、8, 000円） ウ 床面積の合計が200平方メ

一 トル未満のもの（省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円）

エ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（オ又はカに掲げるものを除く。） 2万7,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円）

オ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するものに限る。） 1万6,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円）

カ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万1,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円）

ウ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定申請する場合	1 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定める額。ただし、建築物省エネ法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア イ又はウに掲げる以外のもの 4万6,000円(評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円) イ 省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するもの 2万6,000円(評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円) ウ 省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円(評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円)
エ 住宅及び共同住宅以外の用	1 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物において、それぞれ次に定

途に供する一の建築物を単位として変更認定申請する場合	める額。ただし、建築物省エネ法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア イ以外のもの 13万2,000円（判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円） イ 省令第10条第1項第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するもの 5万6,000円（判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円）
オ 住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定申請する場合又は住宅若しくは共同住宅及び住宅以外の用途に供する部分	1 次のアからウまでに掲げる金額を合算した額。ただし、建築物省エネ法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出をする場合は、条例第2条の規定により算定した額を加算した額 ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア） 床面積の合計が200

を有する一の
建築物のうち
住宅若しくは
共同住宅の用
途に供する部
分若しくは住
宅以外の用途
に供する部分
を変更認定申
請する場合

平方メートル未満のもの
(イ)又は(ウ)に掲げる
ものを除く。) 2万4,0
00円(評価機関審査を受け
た場合は、8,000円)

(イ) 床面積の合計が200
平方メートル未満のもの(省
令第10条第1項第2号イ
(2)及びロ(2)に掲げる
基準に適合するものに限る。)
1万5,000円(評価機関
審査を受けた場合は、8,0
00円)

(ウ) 床面積の合計が200
平方メートル未満のもの(省
令第10条第1項第2号イ
(1)及びロ(2)又はイ(2)
及びロ(1)に掲げる基準に
適合するものに限る。) 2
万円(評価機関審査を受けた
場合は、8,000円)

(エ) 床面積の合計が200
平方メートル以上のもの
(オ)又は(カ)に掲げる
ものを除く。) 2万7,0
00円(評価機関審査を受け
た場合は、8,000円)

(オ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するものに限る。）

1万6,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円）

(カ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの（省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するものに限る。） 2万1,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円）

イ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における共同住宅の部分

(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる以外のもの 4万6,000円（評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円）

(イ) 省令第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するもの

		2万6,000円（評価機関審査を受けた場合は、8,000円） （ウ） 省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に掲げる基準に適合するもの 3万6,000円（評価機関審査を受けた場合は、1万4,000円） ウ 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物における住宅及び共同住宅以外の用途に供する部分 （ア） （イ）に掲げる以外のもの 13万2,000円（判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円） （イ） 省令第10条第1項第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するもの 5万6,000円（判定機関審査を受けた場合は、1万4,000円）	
--	--	--	--

別表建築関係の部建築物エネルギー消費性能基準適合認定の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。